

# 業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2021年4月7日

電力広域的運営推進機関

- 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
  1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～17】
    - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
  2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド18～26】
    - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
  3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド27～35】
    - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
  4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド36～40】
    - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～17】
  - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド18～26】
  - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド27～35】
  - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド36～40】
  - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更

カーボンニュートラルの実現に向けて期待される洋上風力発電は、その円滑な導入に向けて再エネ海域利用法（※1）により、必要な海域占有のための仕組みが整備されたが、事業者が自ら事前に系統容量を確保し、海域の占有に応募するため、複数の事業者が同じ区域で重複して系統容量を確保することで、本来使われることのない暫定容量が確保され、他の電源の接続にも影響を与えている。

※1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）



また、洋上風力事業者にとっても海域占有と系統容量の確保を一体的に行うことで安定的に開発を実施できる仕組みが必要であったことから、国の審議会（※2）において、国の要請に基づき、暫定的な系統容量の確保及び接続検討を実施する新たな系統確保スキームが提案された。

※2 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会



- これに対応するため、国の要請に基づく送電系統の暫定容量確保及び接続検討に関するルールの整備が必要
- また、国の要請に基づく暫定容量確保を起因として、必要に応じて「電源接続案件一括検討プロセス（※3）」を開始する旨規定することが必要

※3 発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、送電系統の容量が不足し増強工事が必要となる場合、近隣の案件も含めた対策を立案し、系統連系希望者で増強工事費を共同負担するプロセス（以下「一括検討プロセス」という）

## [変更内容]

### (送電系統の暫定容量確保及び接続検討)

- 広域機関は、国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討の要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保の通知及び接続検討の依頼を行う旨規定
- 一般送配電事業者は、広域機関からの容量確保の通知等に基づき、送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討を実施する等規定

### (一括検討プロセス開始)

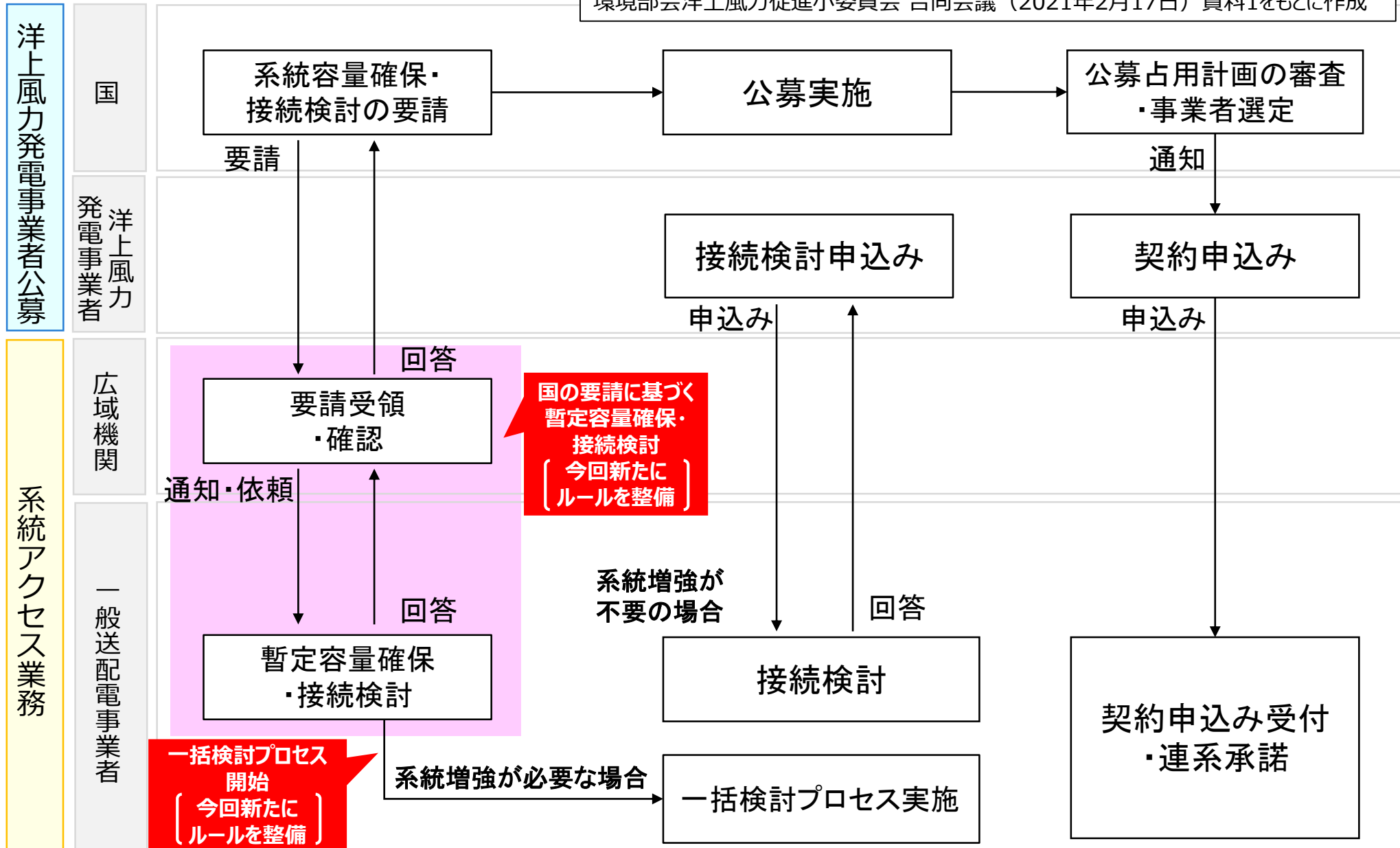
- 一般送配電事業者は、送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合、一括検討プロセスを開始する旨規定

【業務規程第67条、第68条、第71条、第72条、第81条、第82条、第97条】<変更>

【業務規程第68条の2】<新設>

【送配電等業務指針第88条、第89条、第93条、第94条、第99条、第111条、  
第112条、第120条の4、第122条の3、第122条の4、  
第122条の9、第122条の10、第123条の2】<変更>

第7回洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会  
環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（2021年2月17日）資料1をもとに作成



# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

**【業務規程】**                      <変更前>

(系統アクセス業務の実施)

第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。

(新設)

(新設)

2・3 (略)



**【業務規程】**                      <変更後>

(系統アクセス業務の実施)

第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。

- 二 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務
- 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請及び接続検討の要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務

2・3 (略)

# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

## 【業務規程】

### <変更前>

(事前相談及び接続検討の申込みの受付)

第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。

2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。

3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。



## 【業務規程】

### <変更後>

(事前相談及び接続検討の申込み 並びに接続検討の要請の受付)

第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込み 並びに再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。

2 本機関は、前項の申込み 又は要請を受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者 又は国へ速やかに通知する。

3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者 又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定系統連系希望者 又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(新設)

(送電系統の暫定的な容量確保の要請等の受付)

第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請を受け付ける。

2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り上げる国からの要請を受け付ける。ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。

3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。



# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ③

## 【業務規程】

### <変更前>

(接続検討)

第71条 (略)

- 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

(新設)

(新設)

- 3 (略)
- 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由
- 二～四 (略)
- 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容

六～九 (略)

4 (略)



## 【業務規程】

### <変更後>

(接続検討)

第71条 (略)

- 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。

一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合

二 国からの接続検討の要請を受け付けた場合

- 3 (略)
- 一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由
- 二～四 (略)
- 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合 又は国の要請による接続検討の結果において対策が必要となる場合は、その対策の必要性及び工事の内容

六～九 (略)

4 (略)

# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ④

## 【業務規程】

### <変更前>

(接続検討の回答)

第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）

二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）

三～五 （略）

六 特定系統連系希望者に必要な対策

七・八 （略）

2～3 （略）

(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)

第81条 （略）

2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

## 【業務規程】

### <変更後>

(接続検討の回答)

第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）

二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者又は国が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）

三～五 （略）

六 特定系統連系希望者に必要な対策 又は国の要請による接続検討の結果において必要な対策

七・八 （略）

2～3 （略）

(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)

第81条 （略）

2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討及び国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。



【業務規程】

<変更前>

(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)

第82条 (略)

2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2・3 (略)

【業務規程】

<変更後>

(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)

第82条 (略)

2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討及び国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2・3 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

(新設)

(新設)

2～4 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

一 系統連系希望者(再エネ海域利用法に定める促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者(以下「選定事業者」という。)を除く。)が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。)。

二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第88条の2に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。) 及び第111条第3項の規定により選定事業者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。

2～4 (略)

# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 (略)

一～五 (略)

六 接続検討の回答日から1年を経過した場合

七 (略)

2・3 (略)

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 (略)

(送電系統の容量確保の取消し)

第94条 (略)

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 (略)

一～五 (略)

六 接続検討の回答日から1年を経過した場合 (ただし、再エネ海域利用法第13条に規定する公募占用指針が定められた促進区域内海域に発電設備等を設置する系統連系希望者による接続検討の回答については、一般送配電事業者が選定事業者からの発電設備等に関する契約申込みを受け付けるまでの間又は第94条第5号の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すまでの間においては、この限りではない。)

七 (略)

2・3 (略)

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 及び第68条の2第1項の要請により同条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 (略)

(送電系統の容量確保の取消し)

第94条 (略)

一～四 (略)

五 業務規程第68条の2第2項の要請による同条第3項の通知を受けた場合

六 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

第99条 (略)

2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。

3・4 (略)

(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)

第111条 (略)

2 (略)

(新設)

【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

第99条 (略)

2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者 又は国 に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。

3・4 (略)

(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)

第111条 (略)

2 (略)

3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。



# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

(本機関が受け付けた接続検討)

第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

2～3 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)  
一～五 (略)

(新設)

2～3 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)

第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。

2 (略)

## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

(本機関が受け付けた接続検討)

第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者 又は国 への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

2～3 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)  
一～五 (略)

六 一般送配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合

2～3 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)

第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容 並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容 を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。

2 (略)



# (参考) 洋上風力発電の系統連系に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑤

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)

第122条の4 (略)

2 一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第122条の9に定める保証金の支払いに必要となる書類を送付する。

(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)

第122条の9 (新設)

1 系統連系希望者は、第122条の7の規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。

(新設)

(新設)

2・3 (略)

## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)

第122条の4 (略)

(削る)

(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)

第122条の9 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。

- 一 第122条の4の規定により系統連系希望者(選定事業者を除く。)に対して回答をする場合
- 二 選定事業者が選定された場合

2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した場合で当該各号に掲げる場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。

- 一 系統連系希望者(選定事業者を除く。) 第122条の7の規定による再接続検討を申込み場合
- 二 選定事業者 第123条の規定による契約申込みを行う場合

3・4 (略)





【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)

第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。

2 (略)

3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがって算出する。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)

第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容 並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。

2 (略)

3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがって算出する。

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

(新設)

(新設)

2～4 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

- 一 系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていること。
- 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第111条第3項の規定により選定事業者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。

2～4 (略)

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～17】
  - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド18～26】
  - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド27～35】
  - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド36～40】
  - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更

現在、一般送配電事業者は、供給区域毎に予備率を管理し、公募等によって調達した調整力(※1)を用いて予備率を維持する運用を行っており、この調整力は、2021年4月より需給調整市場にて順次広域調達することとしている。

※1 周波数制御、需給バランス調整を行うための発電設備等の能力



調整力が広域調達された場合、調整力が各区域に均等にあるとは限らないためエリア毎の予備率には大小が生じる。このため、エリアごとの予備率では需給状況のひっ迫度合いを判断できず、広域的にみることで初めて予備率が十分にあるかどうかを判断できる。

また、2022年度から開始される新たなインバランス料金制度においては、需給ひっ迫時に系統利用者に対する適切なインセンティブを与えて需給の改善を促すべく、需給ひっ迫時の補正インバランス料金として、補正料金算定インデックス(※2)を用いたインバランス料金の運用が開始される。

※2 (電力・ガス取引監視等委員会事務局「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」(令和元年12月17日))



これらに対応するため、

- 広域機関は、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知することが必要
- また、広域機関が電気事業者等に提出を求めている各種計画のうち、週間計画については、広域予備率及び補正料金算定インデックスの算出のため、その提出内容について変更することが必要

### [変更内容]

#### (広域予備率及び補正料金算定インデックスの算出、通知及び公表)

- 広域機関は、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者へ通知する旨規定
- 広域機関は、当日における補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者へ通知する旨規定

※ 2024年度目途で、補正料金算定インデックスは、各一般送配電事業者等の予備率（広域予備率）と一本化される予定。

（電力・ガス取引監視等委員会／制度設計専門会合(第44回) 令和元年12月17日)

#### (各種計画の提出内容及び期限の変更)

- 週間計画における電気事業者等の提出内容を「日別の需要電力等の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻」から「広域機関が指定する2点の時刻の需要電力等」に変更する旨規定
- 当日計画における一般送配電事業者の計画提出期限を「随時」から「30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前」に変更する旨規定

上記は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する旨規定

【業務規程第108条】<変更>

【業務規程附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第2条】<新設>

【送配電等業務指針別表8-1～別表8-4】<変更>

【送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第1条第2項】<新設>

【業務規程】

<変更前>

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)

第108条 (略)

(新設)

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)

第108条 (略)

2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

第1条 本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第108条及び附則第2条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)

第2条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。



# (参考) 広域予備率の運用開始に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

# (参考) 広域予備率の運用開始に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



# (参考) 広域予備率の運用開始に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

## 【送配電等業務指針】

### ＜変更前＞

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	-	-	-	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### ＜変更後＞

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	-	-	-	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

# (参考) 広域予備率の運用開始に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	随時	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	日別の需要電力の 最大値と予想時刻 及び最小値と予想 時刻	翌日の30分 毎の需要電力量	当日の30分 毎の需要電力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力
	供給区域 調整力	-	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)

(※) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	30分ごとの実 需給の開始時刻 の1時間前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	本機関が指定す る2点の時刻の 日別の需要電力	翌日の30分ご との需要電力量	当日の30分ご との需要電力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力	需要電力に対する 供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力	需要電力に対する 予備力
	供給区域 調整力	-	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)	需要電力に対する 調整力必要量 (上げ)、調整力 確保量(上げ)及び 調整力確保量(下げ)

(※) 提出日が休業日の場合も含む。

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。



1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～17】
  - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド18～26】
  - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド27～35】
  - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド36～40】
  - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更

低廉な電気料金を目的に、調整力のエリア外からの調達を可能とする、かつ調達頻度を細分化するような需給調整市場では、2021年4月から三次調整力②の取引を開始し、2022年4月には三次調整力①の取引を開始する予定。

※三次調整力①：ゲートクローズ後の需要予測誤差、再エネ予測誤差、電源脱落に対応する調整力



三次調整力①は、確実に調達する等の観点から、卸電力市場での取引等が行われる前に行い、かつその結果を各種週間計画に反映する必要があるため、実需給の前週火曜日までに取引を行うこととしている。



広域機関が電気事業者等に提出を求めている各種計画のうち、週間計画について、三次調整力①の約定結果を反映する必要があるため、現状「毎週火曜日」としている提出期限を変更する必要がある。

#### [変更内容]

- 週間計画における電気事業者等の計画提出期限を「毎週火曜日」から「毎週水曜日の午前10時」に変更する旨規定

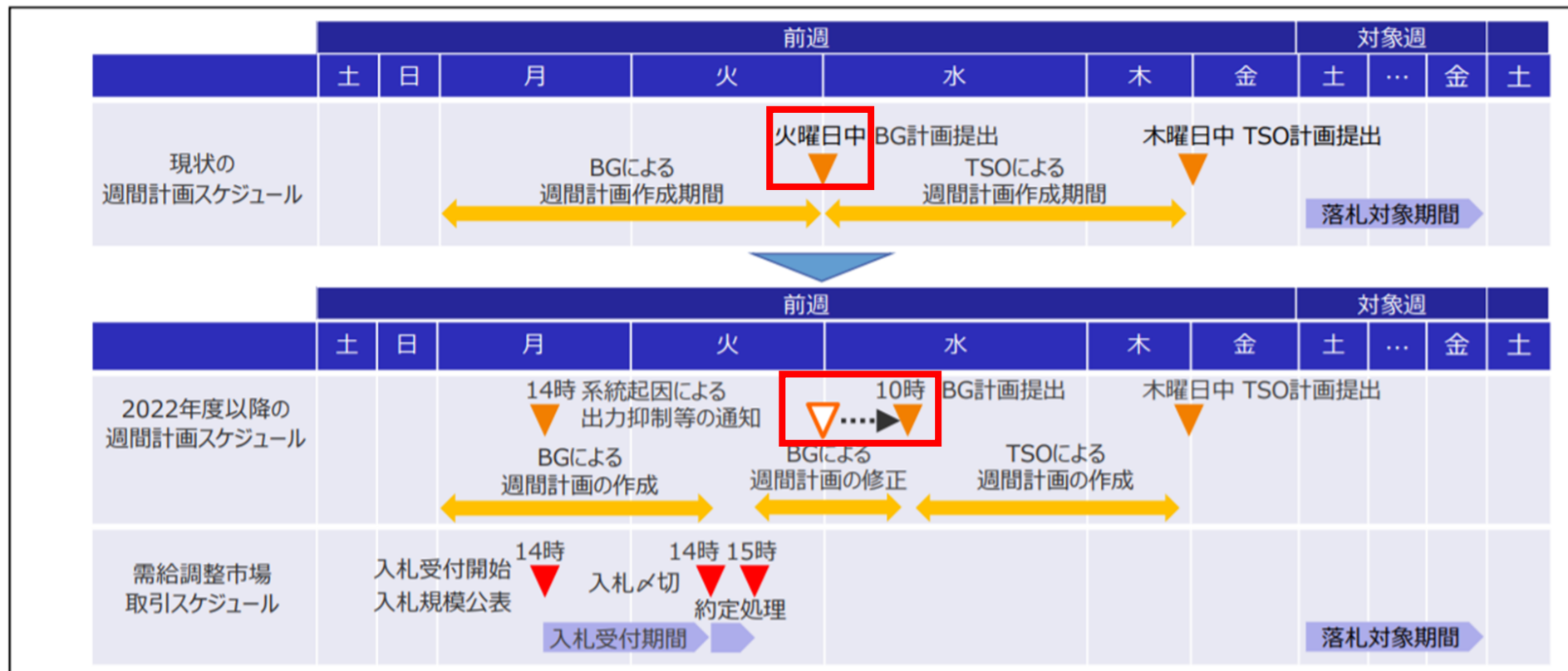
上記は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する旨規定

【送配電等業務指針別表8-1～別表8-3】<変更>

【送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第1条第2項】<新設>

\*BG：バランシンググループの略。複数の事業者が集まり、インバランスの精算を合算して算定する対象となる単位。

【需給調整市場（三次①）における取引スケジュール】



2020年3月26日 広域機関公表 意見募集参考資料より抜粋

	一次調整力	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②
英呼称	Frequency Containment Reserve (FCR)	Synchronized Frequency Restoration Reserve (S-FRR)	Frequency Restoration Reserve (FRR)	Replacement Reserve (RR)	Replacement Reserve-for FIT (RR-FIT)
指令・制御	オフライン (自端制御)	オンライン (LFC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン
監視	オンライン (一部オフラインも可※2)	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
回線	専用線※1 (監視がオフラインの場合は不要)	専用線※1	専用線※1	専用線 または 簡易指令システム	専用線 または 簡易指令システム
応動時間	10秒以内	5分以内	5分以内	15分以内※3	45分以内
継続時間	5分以上※3	30分以上	30分以上	商品ブロック時間(3時間)	商品ブロック時間(3時間)
並列要否	必須	必須	任意	任意	任意
指令間隔	- (自端制御)	0.5~数十秒※4	数秒~数分※4	専用線：数秒~数分 簡易指令システム：5分※6	30分
監視間隔	1~数秒※2	1~5秒程度※4	1~5秒程度※4	専用線：1~5秒程度 簡易指令システム：1分	1~30分※5
供出可能量 (入札量上限)	10秒以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のGF幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のLFC幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	15分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	45分以内に 出力変化可能な量 (オンライン(簡易指令 システムも含む)で調整 可能な幅を上限)
最低入札量	5MW (監視がオフラインの場合は1MW)	5MW※1,4	5MW※1,4	専用線：5MW 簡易指令システム：1MW	専用線：5MW 簡易指令システム：1MW
刻み幅 (入札単位)	1kW	1kW	1kW	1kW	1kW
上げ下げ区分	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ

※1 簡易指令システムと中給システムの接続可否について、サイバーセキュリティの観点から国で検討中のため、これを踏まえて改めて検討。

※2 事後に数値データを提供する必要あり(データの取得方法、提供方法等については今後検討)。

※3 沖縄エリアはエリア固有事情を踏まえて個別に設定。

※4 中給システムと簡易指令システムの接続が可能となった場合においても、監視の通信プロトコルや監視間隔等については、別途検討が必要。

※5 30分を最大として、事業者が収集している周期と合わせることも許容。

※6 簡易指令システムの指令間隔は広域需給調整システムの計算周期となるため当面は15分。



# (参考) 需給調整市場拡大に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	日別の需要電 力の最大値と 予想時刻及び 最小値と予想 時刻	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の調達分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の販売分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	日別の需要電 力の最大値と 予想時刻及び 最小値と予想 時刻	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の調達分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の販売分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

# (参考) 需給調整市場拡大に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

# (参考) 需給調整市場拡大に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	-	-	-	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	-	-	-	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。



1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～17】
  - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド18～26】
  - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド27～35】
  - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド36～40】
  - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更

2020年12月から寒冷な気候条件が続いたことなどにより、全国的に電源の供給力不足が継続的に発生したことから、広域機関として総力を挙げて対応するため、非常災害対応本部を2021年1月6日に設置し、必要な対応を行ってきた。



広域機関では、大規模災害により、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急災害に関して、対応態勢及び組織について規定し、対応を行ってきている。

他方、現行の規定では、今冬のような大規模災害に起因しない需給ひっ迫時の対応態勢及び組織については、明確に定めていない。



今後、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが認められる場合に、より万全な対応を取ることができるよう、広域機関の対応態勢及び組織について、規定することが必要

### [変更内容]

- 広域機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれが継続することが見込まれるときは、対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる旨規定

【業務規程第123条の3】〈新設〉

【業務規程別表9-1】〈新設〉

< 広域機関HP抜粋 >

機関HPで対応についてトップページに掲載しております。「詳細はこちら」の先が下段のページです。

[https://www.occto.or.jp/oshirase/shiji/jukyu\\_summary.html](https://www.occto.or.jp/oshirase/shiji/jukyu_summary.html)

今冬の電力需給ひっ迫時の広域機関の対応について (?)

今冬において、当機関は、電力需給ひっ迫状況に応じ、体制強化を行いつつ、一般送配電事業者に対する指示などの対応を行い、電気の安定供給確保に努めております。

詳細はこちらからご覧ください。

更新日：2021年2月3日（掲載開始日：2021年1月10日）

今冬の電力需給ひっ迫時の広域機関の対応

今冬において、当機関は、電気事業者に対する計画的な供給力確保に関する要請を行った後、電力需給ひっ迫状況に  
応じ、能力を挙げて取り組むため、1月6日に非常災害対応本部を設置し体制強化を行いつつ、必要な対応を行ってまい  
りました。

今後、電力需給状況は改善しつつあるものの、なお需給状況の大規模な悪化等が発生するおそれがある情勢であること  
から、当機関は、1月29日をもって、非常災害対応本部から警戒本部に切り替え、警戒態勢を取りつつ、電気の安定供  
給確保に努めてまいります。

電気事業者、自家発電設備をお持ちの皆様におかれましては、需給状況改善のためのご対応、誠にありがとござ  
いしました。

ご家庭、工場・オフィスなど電気の利用者の皆様におかれましては、電気の効率的な使用に努めていただき、誠にあ  
りがございました。

1. 広域機関の対応の概要

当機関は、計画的な供給力確保に関する要請を行った後、電力需給ひっ迫状況に応じ、電気の安定供給確保に万全を  
期すため、電気事業法や業法に基づき、以下の対応を行ってまいります。

- 一般送配電事業者に対する指示
- 発電事業者及び小売電気事業者に対する指示
- 地域配電系統の運用容量拡大

2. 対応の経緯

当機関は上記の対応について、以下のように取り組んでまいります。それぞれの詳細は、次項以降をご覧ください。

- 電気事業者に対する計画的な供給力確保に関する要請(2020年12月8日)
- 一般送配電事業者に対する指示(2020年12月15日～2021年1月16日、累計218回)
- 非常災害対応本部の設置(2021年1月6日～1月28日)、警戒本部の設置(2021年1月29日～)
- 発電事業者及び小売電気事業者に対する指示(2021年1月6日～1月26日、累計13回)
- 地域配電系統の運用容量拡大(2021年1月8日～1月13日、累計6回)
- 発電事業者に対する供給力の確保状況に関する報告の求め(2021年1月12日)

3. 計画的な供給力確保に関する要請について

当機関は、2018～2020年度供給計画取りまとめにおいて、直近の年度における冬季の予備率に余裕のないエリア・  
月が存在しており、余裕パランスが悪くなることも想定される見通しを公表してまいりました。

こうした見通しを踏まえ、2018年以降、毎年12月、当機関は電気事業者に対し、翌年3月に提出する供給計画におい  
てと同様、直近の冬季における確実な供給力確保に向けて、可能な限り早期に余裕先を確定させるよう努めることなど  
を呼びかけてきており、今冬においても、12月8日、同様呼びかけを行いました。

具体的な内容については、「計画的な供給力確保に関する要請について」からご確認ください。

(出典) 電力広域的運営推進機関HP  
2021年2月3日時点版



【業務規程】

<変更前>

(新設)

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが見込まれる場合の対応)

第123条の3 本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表9-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。

2 第175条第2項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織

情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 (発令者：理事長)	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)